

議案第 15 号

岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定中「父母若しくは父」を「父」に改め、同項第7号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に改め、同項第8号中「出生した」を「懐胎した」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。